

角田市公告第28号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年4月6日

角田市長 黒 須 貫



1. 集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番			地目	面積 (ha)	林班			経営管理権 設定面積 (ha)	経営管理権の存続期間		備考
	大字	小字	地番			大林班	中林班	小林班		開始日	終期	
						別紙参照						

2. 縦覧場所 角田市役所産業建設部農林振興課、角田市ホームページ

3. 本公告により、角田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上